



資料編

資料編

1 策定の経緯

期 間	項 目	内 容 等
令和元年12月20日 ～令和2年1月10日	アンケート調査 ※在宅介護実態調査のみ聞き取り調査ため、11月より調査開始	介護予防・日常生活圏域ニーズ調査、在宅介護実態調査、第7期経過介護実態調査、介護人材実態調査、介護休業等実態調査の5つの調査を実施。 ※調査概要については、資料編*頁を参照。
令和2年6月30日	第1回策定委員会	・瀬戸市高齢者総合計画の位置づけ ・瀬戸市高齢者総合計画実態調査結果報告 ・瀬戸市高齢者総合計画策定スケジュールについて
令和2年10月12日	第2回策定委員会	・第7期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画実績評価について ・瀬戸市高齢者総合計画(第8期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)の施策体系・骨子案について
令和2年12月3日	第3回策定委員会	・瀬戸市高齢者総合計画(第8期瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画)素案について
令和2年12月18日～ 令和3年1月22日	パブリックコメント	<div style="border: 2px solid #00a0e3; padding: 10px; width: fit-content; margin: auto;"> 随時更新予定 </div>
令和3年〇月〇日	第4回策定委員会	



2 第8期介護保険事業計画関連法律等の動向

地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律（令和2年法律第52号）が令和3年4月に施行されます。改正法の内容は、地域共生社会の実現を図るために、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援、地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の促進、医療・介護のデータ基盤の整備の推進、介護人材確保および業務効率化の取組みの強化、社会福祉連携推進法人制度の創設等の所要の措置を講ずることとされています。

① 地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する市町村の包括的な支援体制の構築の支援

市町村において、既存の相談支援等の取組みを活かしつつ、地域住民の抱える課題の解決のための包括的な支援体制の整備を行う、新たな事業およびその財政支援等の規定を創設するとともに、関係法律の規定の整備を行う。

② 地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進

- i 認知症施策の地域社会における総合的な推進に向けた国および地方公共団体の努力義務を規定する。
- ii 市町村の地域支援事業における関連データの活用の努力義務を規定する。
- iii 介護保険事業(支援)計画の作成にあたり、当該市町村の人口構造の変化の見通しの勘案、高齢者向け住まい(有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅)の設置状況の記載事項への追加、有料老人ホームの設置状況に係る都道府県・市町村間の情報連携の強化を行う。

③ 医療・介護のデータ基盤の整備の推進

- i 介護保険レセプト等情報・要介護認定情報に加え、厚生労働大臣は、高齢者の状態や提供される介護サービスの内容の情報、地域支援事業の情報の提供を求めることができることとする。
- ii 医療保険レセプト情報等のデータベース(NDB)や介護保険レセプト情報等のデータベース(介護DB)等の医療・介護情報の連結精度向上のため、社会保険診療報酬支払基金等が被保険者番号の履歴を活用し、正確な連結に必要な情報を安全性を担保しつつ提供することができることとする。
- iii 社会保険診療報酬支払基金の医療機関等情報化補助業務に、当分の間、医療機関等が行うオンライン資格確認の実施に必要な物品の調達・提供の業務を追加する。

④ 介護人材確保および業務効率化の取組みの強化

- i 介護保険事業(支援)計画の記載事項として、介護人材確保および業務効率化の取組みを追加する。
- ii 有料老人ホームの設置等に係る届出事項の簡素化を図るための見直しを行う。
- iii 介護福祉士養成施設卒業者への国家試験義務付けに係る現行5年間の経過措置をさらに5年間延長する。

⑤ 社会福祉連携推進法人制度の創設【社会福祉法】

社会福祉事業に取り組む社会福祉法人やNPO法人等を社員として、相互の業務連携を推進する社会福祉連携法人制度を創設する。

3 基本指針に沿った第8期介護保険事業計画の改定ポイント

第8期計画の「基本指針」は、社会保障審議会介護保険部会の「介護保険制度の見直しに関する意見」を踏まえて改訂されました。

- ① **2025・2040年を見据えたサービス基盤、人的基盤の整備**
 - 2025・2040年を見据え、地域ごとの推計人口等から導かれる介護需要等を踏まえて計画を策定
- ② **地域共生社会の実現**
 - 地域共生社会の実現に向けた考え方や取組について記載
- ③ **介護予防、健康づくり施策の充実・推進(地域支援事業等の効果的な実施)**
 - 一般介護予防事業の推進に関して「PDCAサイクルに沿った推進」、「専門職の関与」、「他の事業との連携」について記載
 - 高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施について記載
 - 自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取り組みの例示として就労的活動等について記載
 - 総合事業の対象者や単価の弾力化を踏まえて計画を策定
 - 保険者機能強化推進交付金等を活用した施策の充実・推進について記載（一般会計による介護予防等に資する独自事業等について記載）
 - 在宅医療・介護連携の推進について、看取りや認知症への対応強化等の観点を踏まえて記載
 - 要介護(支援)者に対するリハビリテーションの目標については国で示す指標を参考に計画に記載
 - PDCAサイクルに沿った推進にあたり、データの利活用を進めることやそのための環境整備について記載
- ④ **有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅に係る県・市町村間の情報連携の強化**
 - 住宅型有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を記載
 - 整備に当たっては、有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅の設置状況を勘案して計画を策定
- ⑤ **認知症施策推進大綱を踏まえた認知症施策の推進**
 - 認知症施策推進大綱に沿って、認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現をめざすため、5つの柱に基づき記載(普及啓発の取組やチームオレンジの設置および「通いの場」の拡充等について記載)
 - 教育等他の分野との連携に関する事項について記載
- ⑥ **地域包括ケアシステムを支える介護人材確保および業務効率化の取組の強化**
 - 介護職員に加え、介護分野で働く専門職を含めた介護人材の確保の必要性について記載
 - 介護現場における業務仕分けやロボット・ICTの活用、元気高齢者の参入による業務改善など、介護現場革新の具体的な方策を記載
 - 総合事業等の担い手確保に関する取組の例示としてボランティアポイント制度等について記載
 - 要介護認定を行う体制の計画的な整備を行う重要性について記載
 - 文書負担軽減に向けた具体的な取組を記載
- ⑦ **災害や感染症対策に係る体制整備**
 - 近年の災害発生状況や、新型コロナウイルス感染症の流行を踏まえ、これらへの備えの重要性について記載



4 瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会運営規則

○瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会運営規則

平成 25 年 9 月 25 日

規則第 23 号

(平 29 規則 15・題名改称)

改正 平成 29 年 3 月 31 日規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、瀬戸市附属機関設置条例(平成 25 年瀬戸市条例第 17 号。以下「条例」という。)第 5 条の規定に基づき、瀬戸市高齢者福祉計画・介護保険事業計画策定委員会(以下「委員会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(平 29 規則 15・一部改正)

(担当事務)

第 2 条 条例第 3 条に規定する委員会の担任する事務の細目については、次に掲げる事務とする。

- (1) 老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 20 条の 8 の規定に基づく瀬戸市高齢者福祉計画の策定に関して、必要な調査及び審議
- (2) 介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 117 条の規定に基づく瀬戸市介護保険事業計画の策定に関して、必要な調査及び審議
- (3) その他市長が意見を求めた事項についての調査及び審議

(平 29 規則 15・一部改正)

(委員)

第 3 条 委員会の委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

- (1) 保健又は医療の専門的知識を有する者
- (2) 福祉又は介護の専門的知識を有する者
- (3) 市民の代表者
- (4) 学識経験者
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、第 2 条で規定する担当事務の終了をもつて終わるものとする。

3 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第 4 条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により選任する。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 5 条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。



3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第6条 委員会は、専門的事項を調査及び審議する必要があるときは、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員長が指名する。

3 部会に、部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。

4 部会長は、当該部会において調査及び審議を行つた事項について、会議に報告しなければならない。

(議事録)

第7条 委員会は、会議の終了後、速やかに議事録を作成する。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、健康福祉部高齢者福祉課において処理する。

(平29規則15・一部改正)

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮つて定める。

附 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則(平成29年3月31日規則第15号)

この規則は、平成29年4月1日から施行する。



5 策定委員名簿

※敬称略、順不同

所属機関・団体等	氏名	
名古屋学院大学	伊澤 俊泰	委員長
一般社団法人 瀬戸旭医師会	鳥井 彰人	副委員長
一般社団法人 瀬戸歯科医師会	加藤 千博	
愛知県瀬戸保健所	鈴木 康元	
社会福祉法人 瀬戸市社会福祉協議会	伊里 みゆき	
瀬戸介護事業連絡協議会	鈴木 伸一郎	
瀬戸市民生委員児童委員協議会	丹羽 蒼	
生活支援コーディネーター（第一層）	松田 久美子	
特定非営利活動法人 瀬戸地域福祉を考える会まごころ	大秋 恵子	
瀬戸市自治連合会	伊藤 勉	
市民代表	太田 眞知子	
市民代表	服部 悦子	



6 パブリックコメント概要

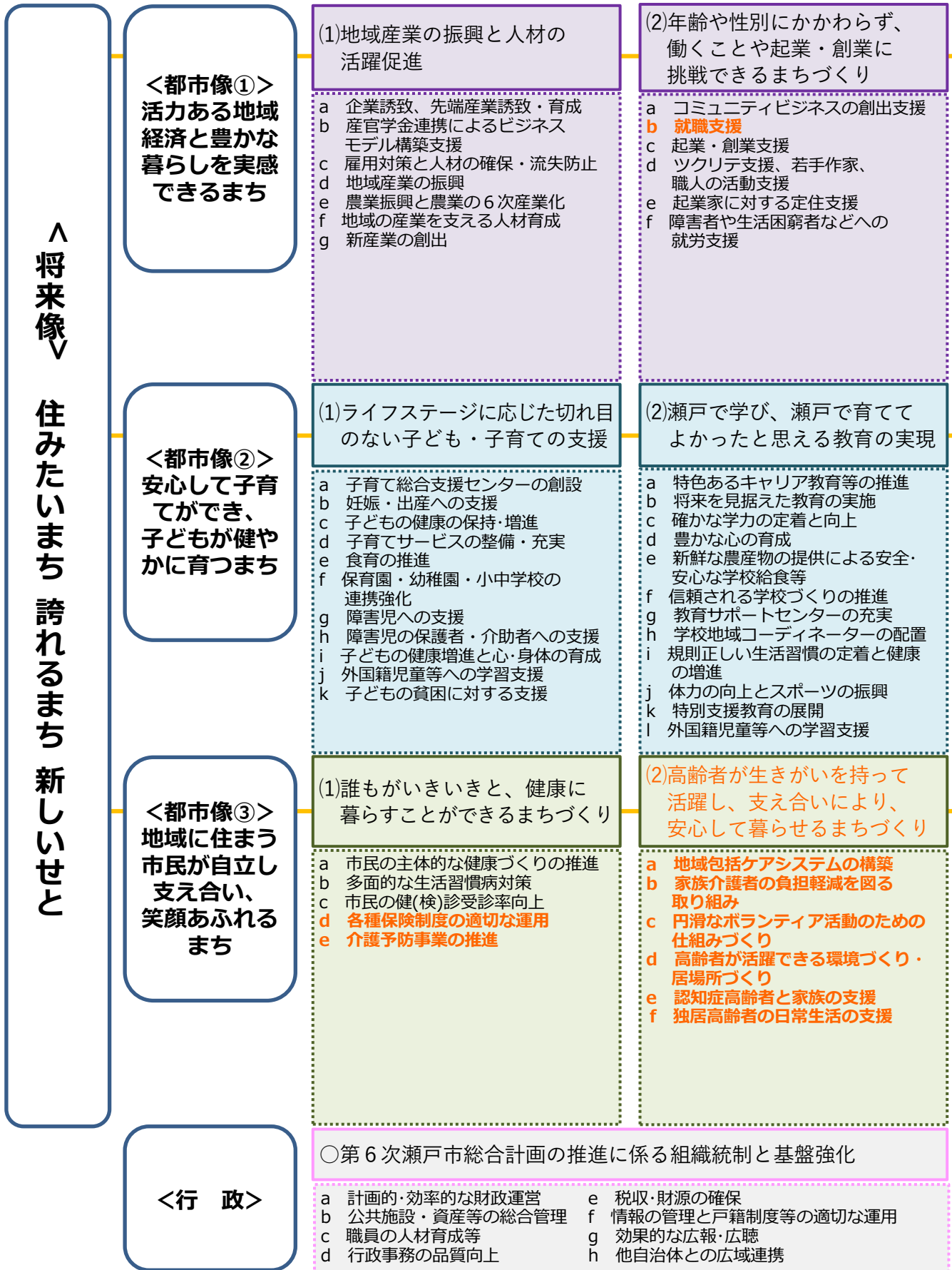
(1) 募集期間

令和2年12月18日～令和3年1月22日





7 第6次瀬戸市総合計画の施策体系





<p>(3)地域経済の活性化につながる地域資源を活かしたシティプロモーションの展開</p>	<p>(4)誰もがいきいきと、安心して働くことができるまちづくり</p>	<p>(5)市民生活の利便性を高め、企業活動の活性化につながる都市基盤の整備</p>
<p>a 観光産業の振興 b 瀬戸らしい“暮らし”の創出 c 市内外への「せとまちブランディング」の展開 d 戦略的な広報の推進 e 陶磁器産業のブランド化 f 姉妹都市などの都市間交流の促進</p>	<p>a 子育てサービスの整備・充実 b 保育園・幼稚園・小中学校の連携強化 c ワーク・ライフ・バランスの推進、女性活躍・男女共同参画推進 d 高齢者人材の活躍支援 e 各種セーフティネット整備・充実 f 働く世代に対する健康増進</p>	<p>a 広域ネットワークを形成する幹線道路の整備 b 道路・河川施設等の適切な維持管理 c 地域資源を活かした都市景観の形成 d 地域経済を支える有効な土地利用 e 拠点を交通ネットワークでつないだコンパクトなまちづくり f 名古屋市へのアクセスの向上 g 公共交通ネットワークの再構築 h ICT推進のための基盤整備</p>
<p>(3)多世代が子育てに関わることのできるまちづくり</p>	<p>(4)子育て世代に向けた魅力あふれる子育て情報の発信と定住の促進</p>	<p>(5)都市基盤整備による居住環境の魅力向上と未来に向けた良好な環境の継承</p>
<p>a 地域住民と学校との連携 b 育児サロンや保育園などを活用した子育て支援 c 高齢者による子育てサポーターの養成と活動の場の創出 d 多子世帯・障害児・外国籍市民への支援 e 家庭教育の充実 f 地域とともにある学校づくり g 子どもの健やかな心と身体の育成 h 婚活支援</p>	<p>a 子育て・教育に関するシティプロモーションの展開 b 市民自らが情報を発信できる体制づくり c 移住・定住支援・総合相談 d 3世代同居・近居の促進 e 中心地区への住み替え支援</p>	<p>a 公園や歩道など子育てのための都市基盤の整備・維持管理 b 面的整備事業による新たなまちづくり c コンパクトシティの推進 d 鉄道駅のバリアフリー化 e ユニバーサルデザインの推進 f 水や緑との触れあいの場の創出 g 自然環境の保護・保全 h 安全で安心な水の供給 i 日常生活を支える排水路施設の整備・維持管理 j 汚水処理人口普及率の向上 k 空き家活用・解体等の支援</p>
<p>(3)誰もが自立し、地域で支え合いながら生きがいをもって安心して暮らせるまちづくり</p>	<p>(4)地域の生活環境の向上と安全・安心な地域づくり</p>	<p>(5)誰もが生涯にわたって学び、郷土に対する誇りと愛着を深める豊かな地域づくり</p>
<p>a 地域生活支援事業の効果的な実施 b 福祉総合相談窓口の充実 c 個人が気軽に社会参加できる仕組みづくり d 地域力向上に向けた活動の推進・支援 e 地域活動を通じた健康と福祉施策推進の取り組み f 地域力・市民力を活かした障害者を支える仕組みづくり g 生活困窮者の自立に向けた支援 h 市民活動の推進と拡充への支援</p>	<p>a 温暖化防止・省エネ等への取り組み b 地域清掃・環境美化 c ごみ減量の促進・一般廃棄物の収集運搬 d し尿処理施設の適正な管理運営 e 公衆衛生に関わる公共施設の適正な管理・運営 f 消費生活センターの運営 g 火災予防体制の充実 h 消防・救急体制の充実 i 地域防災力の向上 j 防犯・交通安全の推進 k 企業の地域活動参画などのCSD支援・促進</p>	<p>a 生涯学習の推進 b 図書館サービスの充実 c 生涯スポーツの振興 d 文化財等の伝統文化の継承と陶芸文化の新しい活用 e 郷土の祭や伝統・文化の継承 f 文化芸術活動の支援や奨励 g 多文化共生社会の推進 h 姉妹都市などの都市間交流の促進</p>



8 アンケート調査概要

(1) 瀬戸市高齢者総合計画実態調査について

「瀬戸市高齢者総合計画」の策定にあたっては、高齢者等の日常生活実態および介護者の介護実態を把握し、本市における地域を含めた課題整理を行い、今後目指すべき地域包括ケアシステム構築のあり方とサービス基盤の方向性を検討し、将来推計の基礎資料を得るため、「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」「在宅介護実態調査」「第7期経過介護実態調査」「介護人材実態調査」「介護休業等実態調査」を実施しました。

(2) 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査

「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」は、要介護状態になる前の高齢者に対する「要介護度の悪化につながるリスクの発生状況」および「要介護度の悪化に影響を与える日常生活の状況」のアンケートを実施し、地域包括ケアシステム構築のための地域課題の抽出とサービス基盤の方向性を検討するための基礎資料を得ることを目的としています。

調査対象者	令和元年11月30日現在、瀬戸市に居住する要介護1～5の認定を受けていない65歳以上の一般高齢者および要支援認定者の中から2,500人を無作為抽出	2,500人
調査方法	令和元年12月20日～令和2年1月10日、郵送調査	
調査票の設計	1 あなたのご家族や生活状況について	9設問
	2 からだを動かすことについて	5設問
	3 外出について	17設問
	4 食べることについて	11設問
	5 毎日の生活について	20設問
	6 地域での活動について	4設問
	7 あなたとまわりの人の「たすけあい」について	8設問
	8 健康について	9設問
	9 今後の生活について	3設問
	10 認知症にかかる相談窓口の把握について	3設問
	設問数合計	

(3) 在宅介護実態調査

「在宅介護実態調査」は、これまでの「地域包括ケアシステムの構築」という観点に加え、「介護離職をなくしていくためにはどのようなサービスが必要か」といった観点を盛り込むため、在宅介護を受けている要支援者・要介護者の方やその方々を介護する家族に対してアンケートを実施し、「在宅生活の継続」や「介護者の就労継続」に有効な介護サービスの在り方を検討するための基礎資料を得ることを目的としています。

また、調査方法としては、従来の「郵送調査」から「認定調査員による聞き取り調査」に変更し、調査を実施しました。「認定調査員による聞き取り調査」は、短期間でサンプル数確保が困難というデメリットもありますが、回答者に負担が少なくかつ得られるデータの客観性、情報の精度が高い等のメリットから国が推奨している方法です。

調査対象者	調査日現在、瀬戸市に居住する 65 歳以上で要介護認定を受けている高齢者およびその主介護者 (なお、アンケート調査は認定更新時の訪問調査の際に実施したものであり、報告書の調査結果の分析では、アンケート調査時の要介護認定から要支援認定となった方が含まれています。)	321 人
調査方法	令和元年 10 月 17 日～令和 2 年 1 月 31 日、認定調査員による聞き取り調査	
調査票の設計	I ご本人（要介護者）の状況について	2 設問
	II 主な介護者等の状況（属性等）について	6 設問
	III 支援・サービス・訪問診療の利用状況・ニーズについて	7 設問
	IV 主な介護者の就労状況について	4 設問
	V 介護生活を続ける際の不安や困りごと	11 設問
	設問数合計	



(4) 第7期経過介護実態調査

「第7期経過介護実態調査」は、第7期計画策定における「在宅介護実態調査」に協力いただいた方の現在の在宅介護生活の実態を把握し、地域が目指すビジョンの明確化、それを見据えたサービス提供体制、見込み量を検討するための基礎資料を得ることを目的としています。

なお、本調査は第8期計画策定に向けて国が新たに推奨した「居所変更調査（新規入居・退去の流れ、理由を把握し、住み慣れた住まい等で暮らし続けるために必要な機能等を検討することを目的とする）」、および「在宅生活改善調査（現在のサービス利用では、生活の維持が難しくなっている利用者の実態把握を目的とする）」を踏まえて実施しました。

調査対象者	瀬戸市に居住する 65 歳以上で要介護認定を受けている方のうち、平成 28 年度の在宅介護実態調査を受けられた高齢者およびその主介護者の中から 300 人を無作為抽出	300 人
調査方法	令和元年 12 月 20 日～令和 2 年 1 月 10 日、郵送調査	
調査票の設計	I 要介護者ご本人の状況について	10 設問
	II 主な介護者等の状況（属性等）について	6 設問
	III 支援・サービス・訪問診療の利用状況・ニーズについて	7 設問
	IV 主な介護者の就労状況について	4 設問
	V 介護生活を続ける際の不安や困りごと	11 設問
	設問数合計	38 設問

(5) 介護人材実態調査

「介護人材実態調査」は瀬戸市内に事業所のあるすべての訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所に所属する職員の皆様にアンケートを実施し、職員の性別・年齢別・資格の有無別等の詳細な実態を把握し、介護人材の確保に向けて必要な取組み等を検討するための基礎資料を得ることを目的としています。

調査対象者	瀬戸市内に事業所のあるすべての訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、小規模多機能型居宅介護事業所に所属する職員	547 人
調査方法	令和元年 12 月 20 日～令和 2 年 1 月 10 日、郵送調査	
調査票の設計	設問数合計	6 設問

(6) 介護休業等実態調査

「介護休業等実態調査」は、瀬戸商工会議所等に協力いただき、介護休業制度の利用状況や企業の取組み等の実態を得ることで「介護者の就労継続」への課題把握や離職せずに仕事を継続できる仕組みづくりの検討をするための基礎資料を得ることを目的としています。（調査委託先 株式会社広瀬企画）

調査対象者	瀬戸商工会議所に入会されている会員企業	1,960 事業所
調査方法	令和元年 12 月 13 日～令和元年 12 月 27 日、郵送調査	
調査票の設計	設問数合計	7 設問



発行日 令和3年3月

発行 瀬戸市

編集 瀬戸市 健康福祉部 高齢者福祉課

住所 〒489-8701 愛知県瀬戸市追分町64番地の1

連絡先 TEL : 0561-88-2621

FAX : 0561-88-2633

URL : <https://www.city.seto.aichi.jp/>

